

一度聴いてみませんか ～法務局から講師を派遣します～

預けて安心 自筆証書遺言書保管制度

遺言とは

- 大切な財産をどのように分配するのか、遺言者本人の思いを確実に伝える方法

自筆証書遺言と公正証書遺言

- 自筆証書遺言⇒自書さえできれば本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いもの（メリット）
- 公正証書遺言⇒公証人が関与して作成する遺言書なので、確実性が高いもので、公証役場が保管する

自筆証書遺言書の問題点

- 遺言者の死亡後に発見されないことがある
- 一部の相続人に改ざんされてしまうことがある

法務局による遺言書の保管

- メリットを損なわずに問題点を解消するための制度です
- 令和2年7月20日～スタートしている制度です



この制度をより多くの方にご理解していただくため、皆様が開催する「終活」等に関するセミナー等において、法務局職員が本制度を利用する際の注意点や申請手続について説明させていただきます。

講師の派遣に掛かる費用などは**一切不要**です

講師の派遣をご希望される場合は、別紙申込書に必要事項をご記入いただき、郵送またはファクシミリにて送付願います。

【問い合わせ先】
福島地方法務局供託課
024-534-1971



遺言書ほかんガルー

自筆証書遺言書保管制度に関する出前講座について

福島地方法務局では、県民の皆様からの御依頼により、皆様の御都合のよい場所（コミュニティセンターなど）に法務局の職員等を派遣し、自筆証書遺言書保管制度に関する出前講座を行っています。

【内容】

令和2年7月10日から始まった自筆証書遺言書を法務局で保管する制度について、利用する際の注意点や申請手続について説明します。

講座時間は1時間程度を予定していますが、御要望に応じて調整することは可能です。

※資料代や講師料は無料です。

【対象者】

福島県内の公共性のある各種団体、グループ（市民団体、地方公共団体、町内会など）で、おおむね10名以上を対象とします。

【日時・会場】

日時は、申込書に記載された御希望の日時をもとに調整させていただきます。

ただし、業務の都合上、御希望に沿えない場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

会場は、申込みをされる団体等で御用意願います。また、会場内の新型コロナウイルス感染予防に対する取組に御協力願います。

【お申込み・お問合せ先】

講座開催希望日の1か月前までに、「自筆証書遺言書保管制度出前講座申込書」に必要事項を御記入の上、福島地方法務局供託課宛てFAX又は郵便にてお申込みください。

〒960-8021

福島市霞町1番46号

福島地方法務局 供託課 宛て

電話024-534-1971 FAX024-534-1949

福島地方法務局供託課 宛て

FAX 024-534-1949

「自筆証書遺言書保管制度」出前講座申込書

令和 年 月 日

以下の項目に記入いただき、FAXにてお申込みください。FAX受領後、当課担当者から貴殿宛てにお電話いたします。御希望の時間等について、日程調整させていただきます。

団体名				
所在地	福島県			
電話番号				
担当者				
講演希望日の時	第1希望	月 日() 時 分	～	時 分
	第2希望	月 日() 時 分	～	時 分
	第3希望	月 日() 時 分	～	時 分
	講演時間	分程度		
受講者等	名 対象者： 市町村民 その他（ ）			
会場の設備状況	プロジェクター（有・無） パソコン（有・無）			
会場となる場所	会場名			
	所在地			